

ポイント① 少年法の適用

- 18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。
- ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる(※1)など、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。
- (※1)例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年の場合は15年)になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期又は

短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(※2)が追加されます。

(※2)例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強姦罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 実名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合(※3)には、禁止が解除されます。
- (※3)略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合は除きます。

法務省ホームページ 少年法が変わります！ 参照

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)2022年4月1日に施行されました

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点



1成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②親権に服することがなくなる年齢

いずれも20歳から18歳に引下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性18歳 女性16歳

女性の婚姻開始年齢を18歳に引上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

2022年4月1日から施行

法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について 改正の概要 参照

成年年齢の引下げによって何が変わったの？

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになりました。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する(支払能力により、クレジットカードの作成ができないことがあります。)、ローンを組んで自動車を購入する(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります。)、といったことができるようになりました。

なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き、取り消すことができます。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所(居所)や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになりました。もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと(資格試験への合格等が必要です。)、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳でできるようになりました。

ただし、お酒を飲んだり、たばこを吸うことができる年齢等については、20歳という年齢が維持されていますので、注意が必要です。また、国民年金の加入義務が生ずる年齢も、20歳以上のままとなっています。

法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について パンフレット 参照

青少年に関する主な相談機関



●島本町教育センター

教育全般、子育ての悩み、児童の不登校・発達や障がいに関する事など相談できます。
受付時間: 平日10:00~16:00 ☎ 075-962-4238

●すこやか教育相談 大阪府教育センター

受付時間: 平日9:30~17:30 子どもからの相談: **すこやかホットライン**

☎ 06-6607-7361 ✉ sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

学校のこと、いじめ、友だち、家庭のことなど何でも相談できます。

保護者からの相談: **さわやかホットライン**

☎ 06-6607-7362 ✉ sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

上記の受付時間以外は **すこやか教育相談24(子ども専用)**

☎ 0120-0-78310(24時間365日)

●大阪府茨木少年サポートセンター

少年非行に関する事

受付時間: 平日9:00~17:45 ☎ 072-625-6677



安まちメールへの登録



「安まちメール」への
登録にご協力ください。

安まちメールとは、大阪府警本部より大阪府内(市町村ごとの情報のみの配信可能)で発生した事件等について、情報をタイムリーにお知らせするシステムです。

下のURLまたは、右のQRコードよりご登録ください。
(登録料は無料ですが、通信料が発生します。)



<http://www.info.police.pref.osaka.jp/>

しまもと
青少年指導員だより

—— 青少年の健全育成と非行防止に取り組んでいます ——

◆発行日◆

令和5年3月1日

◆発行◆

島本町青少年指導員協議会



青少年指導員協議会 会長あいさつ



会長 花田 純子

青少年を取り巻く環境は、生活様式の変化、価値観の多様化、情報化などにより大きく変化しており、コロナ禍でさらに厳しい状況になっています。また、青少年が抱える問題も多様化、複雑化しています。このような状況のなか、今年度は、青少年健全育成大会、島本まつりのパトロール等を実施できたことは、本当によかったと思います。

子どもたちが心豊かに健やかな成長を育むために、推進役として私たち青少年指導員が一丸となり、日々変化する社会情勢や子どもたちの変化を敏感に感じ取る感性を養い、関係団体、諸機関等と連携を図りながら、地域に密着した活動、青少年の参画を促す活動を積極的に取り組んでいきたいと思っています。ご支援ご協力よろしくお願いいたします。

青少年指導員の紹介

青少年指導員は、島本町の青少年が夢と希望を実現できるよう見守っていきます。

第一小学校区	第二小学校区	第三小学校区	第四小学校区
久保 敏 板井 義治	田口 和枝 藤原 真理 春名 哲雄 柳 珠希	田村 澄子 吉崎 利恵 秋月 俊也 竹田 直文	花田 純子 中川 美香子 新矢 章博 浦部 裕之



青少年指導員の役割

【青少年に関する相談】

たむろしている若者を注意できずに困っている方や、子育てに悩んでいる保護者の方などの、身近な相談役として活動しています。

【青少年の健全育成】

町内の青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりを推進しています。
(青少年健全育成大会の開催、青少年関係団体との協調・連携、地域団体等で構成されている実行委員会への参加等)

【青少年の非行防止活動】

町内の青少年が加害者にも被害者にもならないよう、パトロール活動や街頭啓発を行っています。
(夜間パトロール、「愛のひとこえ」運動等)



大阪府警察

※緊急時は110番または最寄りの警察署へ

●警察相談専用電話: **#9110** (受付時間: 24時間365日) ●少年総合相談 グリーンライン: **06-6944-7867** (受付時間: 平日9:00~17:45)

青少年指導員協議会に関するお問い合わせ先

地域の青少年に関する情報をお待ちしています。

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課 電話番号 075-962-0792 FAX 075-962-0611

令和4年度

島本町青少年健全育成大会

3年ぶりに開催！！



延べ205名参加

おもしろ科学実験ショー

実験工作教室

簡単工作教室

夏休み最後の週末8月20日(土)に島本町立人権文化センターで中学生以下の方を対象に、3年ぶりの島本町青少年健全育成大会を開催しました。

- 小さな子どもも飽きずに参加できる内容で、あっという間に時間が過ぎました。
- 来年も参加したいです。



花田会長あいさつ



「放電実験」

放電させ蛍光灯を点灯させる実験



「空気砲の実験」

煙を勢よく出して空気砲を作る実験



「光の色の実験」

カードを使って光の成分を調べる実験



「ピンホールカメラの工作」

箱にレンズを貼ってピンホールカメラを作りました。



「傘袋ロケットの工作」

傘袋に空気を入れて傘袋ロケットが完成しました。

- 娘が理科に興味を持ってくれるようになりました。
- 近くに大阪科学技術館などの施設がないので身近で体験できてよかったです。



夏期夜間パトロール

7月26日(火)に夏休み最初の夜間パトロールを実施しました。大阪府職員の方2名にも参加協力していただきました。



第45回島本夏祭りに伴う夜間パトロール

8月6日(土)に3年ぶりに開催されました第45回島本夏まつりで夜間パトロールを実施しました。



秋期夜間パトロール

10月25日(火)の前期研修終了後に夜間パトロールを実施しました。講師の橋川氏も、研修で学んだ直後に夜間パトロールを実施するのは、初めてのようで、興味深く参加してくださいました。



前期研修



大麻は、有害な違法薬物です！誘われた時は、

- ・きっぱりと断る
- ・その場から離れる
- ・大人に相談する

ことが大事！

10月25日(火)に島本町役場で大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課非行防止対策グループの橋川氏を講師に招き、「大阪の青少年非行の現状と課題」「街頭巡回声かけ活動」について学びました。

特に印象に残ったものは、最近の大阪における高校生は大麻事案の検挙が増えている、という内容です。

- 【きっかけは】
- ・興味本位
 - ・知人に誘われて
 - ・無害という誤情報

- 【背景は】
- SNSの普及により
 - 入手しやすくなって
 - いる

後期研修

2月21日(火)に島本町役場で「第44回中学生の主張大阪府大会～伝えよう！君のメッセージ」のDVDを視聴しました。中学生の様々な思いを知ることができ大変勉強になりました。

子ども110番の家

登録者の点検及び旗交換を実施しました。各小学校とPTAと協力して行っています。(3月1日現在 登録者312件)



二十歳のつどい

本年度の島本町の二十歳の成人は271名です。

おめでとうございます



1月9日(月・祝)に、ふれあいセンターケリヤホールで令和5年島本町二十歳のつどいが開催されました。

今年度も新型コロナウイルスの感染対策を行いながら2回に分けて式典のみの開催になりました。

二十歳の成人となる実行委員が秋頃から準備をしてきました。青少年指導員も滞りなく実施されるように協力させていただきました。



大阪府青少年指導員連絡協議会第1回研修会

8月28日(日)に大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)で開催された「第44回中学生の主張大阪府大会」が第1回研修会になりました。青少年指導員も参加させていただきました。

大阪府青少年指導員連絡協議会第2回研修会

3月4日(土)に大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)で開催される第2回研修会[テーマ「府内青少年の薬物乱用の現状と防止について」、「依存症への理解と支援について」、「スマホやネットに潜む危険～子ども達のネット利用の現状～」]に青少年指導員も参加させていただく予定です。

三島ブロック青少年指導員連絡協議会研修会

2月11日(土・祝)に摂津市立味舌体育館で開催された研修会(体験型講演会「なわとび1本でココロとカラダを元気に」)に青少年指導員も参加させていただきました。

講師:プロなわとびプレーヤー 黒野 寛馬 氏

